

役員等の旅費及び報酬・手当に関する規程

平成 1 年 4 月 1 日 制定
平成 20 年 4 月 1 日 改正
平成 21 年 12 月 1 日 改正
平成 22 年 3 月 10 日 改正
平成 22 年 5 月 13 日 改正
平成 24 年 3 月 23 日 改正
平成 25 年 6 月 13 日 改正
平成 26 年 12 月 1 日 改正

(目的及び意義)

第 1 条 この規程は、一般社団法人沖縄県放射線技師会（以下「当会」という。）の定款第 29 条の規程に基づき、会務のため出張する役員、委員に支給する旅費及び報酬・手当に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(支給)

第 2 条 県外出張について、役員、理事の参加には通常経路および方法によって算出された旅費（旅費・交通費・宿泊費）を支給する。ただし、他の団体から旅費が支給される場合は、この限りではない。

2. 県内出張については、勤務先から開催地までのバス賃実費等（自家用車も同額とする。）を支給することができる。
3. 本会の総会・理事会の参加について、北部地域理事・先島理事に関して職場から開催場所まで交通費（北部：3,000 円，先島：航空運賃及びバス賃，必要に応じて宿泊費の実費等）を支給する。ただし、会務運営で必要な参加回数等は会長の判断で決めて支給する。この手続きは、所定の用紙の申請にて支給される。
4. 特別な事由による出張の場合には、前 1 項および 2 項の規程に関わらず、会長の決裁を経て、必要な旅費を支給することができる。ただし、他の団体から旅費が支給される場合は、この限りではない。

第 3 条 全国・九州地域会長会議、代議員総会、記念式典、教育委員代表者会議、県外学術大会等への当会からの出張に対し、出張手当として一律 5,000 円を支給する。ただし、他の団体から手当が支給される場合は、この限りではない。

2. 前 1 項の規程に関わらず、本会の運営に必要な役員、理事の各種委員会・情報交換会等の参加における必要な経費等は、会長の決裁を経て、支給することができる。ただし、他の団体から費用・手当が支給される場合は、この限りではない。

第 4 条 会長、副会長、常務理事、財務会計理事については、予算額を超えない範囲で執務対応費手当を支給する。

(改廃)

第 5 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て、総会にて報告しなければならない。

附則

この規程は、平成 1 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日より一部改正施行する。

この規程は、平成 21 年 12 月 1 日より一部改正施行する。

この規程は、平成 22 年 3 月 10 日より一部改正施行する。

この規程は、平成 22 年 5 月 13 日より一部改正施行する。

この規程は、平成 25 年 6 月 13 日より一部改正施行する。

この規程は、平成 26 年 12 月 1 日より一部改正施行する。